

駒場寮は広く学内にも開かれています。

寮外生にも実感できる駒場寮の意義が、こんなにも。

前回までのあらすじ

駒場寮は、苦学生にとっての「教育の機会均等」を保障する学寮として、学生の負担にも耐えうる安価な住環境を提供してきました。また駒場寮は、長期に渡って積み重ねられてきた自治の慣行に基づき、真理探究の場である大学に相応しい完成度の高い寮自治を実践しています。

さらに、駒場寮の相部屋制度を基盤とする寮生活は、論理的表現力や協調性などの社会生活に欠かせない能力を育むほか、人間の成長・人格成長を促進するのに有益なものとなり、駒場寮が教養教育の一翼を担う学寮としての意義を実践していることを物語っています。

このように、教育の機会均等を保障し、自治＝民主主義を実践する、また人格成長を促進する場としての駒場寮の意義・価値は、非常に大きなものであることが分かります。一方で、教養学部当局が駒場寮の代替施設であると主張する三鷹宿舎では、生活に最低限必要な金銭的負担が駒場寮の3倍以上にもなることや、自治が非常に限定されていること、また個室化や部屋面積の縮小により相互人格の成長の可能性が閉ざされていることなど、駒場寮の意義を代替するものとはなっていない。

寮生ではない人にも意義ある駒場寮

これまでの3回にわたるシリーズビラでは、主に寮生になることを通じて体験できる駒場寮の意義を述べてきました。今回は駒場寮のその他の意義、つまり寮生になっていない人でも実感できる駒場寮の意義を考察してみたいと思います。

以下に述べるこういった意義や機能は、駒場寮が本来学内に存在する公共の施設であり、寮生だけでの特権的・独占的な使用が許されてよいものではなく学内に広く開かれているべきだ、という考えに基づくものです。また実際これまでも、以

下に述べるような施設を通じて駒場寮とその意義を実際に体験している学生は多く、そういった学生が積極的に駒場寮に関わることによってさらに駒場寮の意義が深まり、駒場寮がますます発展してきたからです。

それ故、寮生であるなしに関わらず、多くの学生が駒場寮を積極的に利用することは非常に望ましく、今後の駒場寮の発展にも寄与することだと思います。ただ、利用する上では自分も駒場寮を構成する一員だという自覚と責任感を持って、良識ある行動を取ってほしいと思います。これは当然、駒場寮だけでなく大学や社会全般についても言えることでしょうか。

またもちろん、駒場寮は東大生なら誰でも入寮資格がありますので、前回までのビラで述べてきたような寮としての駒場寮の意義も、寮生ではない皆さんにも(間接的とは言え)依然として保障されていることを付記しておきたいと思います。

仮宿泊 (かりしゅく) 制度について

まず何と言っても、駒場寮は寮という名の宿泊施設として、多くの学生に学内で寝泊りする施設を保障しています。これは様々な理由でキャンパスからの帰りが遅くなった時などに、手近で気軽に宿泊できるばかりか、宿泊代が一泊200円(冬期は300円)で済むということから、外国から来た学生をはじめ、これまでも多くの学生に利用されています。

仮宿泊制度も、利用者だけの利益に留まらず、仮宿泊者との交流を通して寮生や駒場寮にも良い刺激が与えられるという点から、駒場寮全体にとっても非常に有意義なものであると言えます。また同時に、宿泊施設の保障により学生の活動の時間的制約を無くしていることから、学生の自主活動を推進するという駒場寮の理念を実現するものともなっています。

クラスルーム・会議室などの貸出施設

駒場寮では他にも、クラス単位での自主活動の推進のためにクラスルームの貸出しを行っています。今年も50以上のクラスがクラスルームを利用して、クラスコンパなどのクラスでの交流や、駒場祭(特に文・劇場)・新フェスの準備などに活用していました。現在は冬学期に申請したクラスの使用が始っています。

1999年度冬学期クラスルーム

使用申請(新規・更新)受け付け中です

詳しくは駒場寮北寮2階寮委員長

もしくはお近くの寮生まで

また他にも、会議室やコンパールの貸出しにより、駒場寮はサークル・クラスでの活動や自主ゼミなどの重要な拠点となっています。また、今年の1月までは、教科書販売所の横にあった南ホール(旧寮食堂)という大きなホールも貸し出しており、音楽・劇団系サークルなどに広く使われていましたが、学生の反対を無視した教養学部当局による強行工事によって取り壊され、今では更地(しかも立入禁止)にされてしまいました。

秋の寮祭・駒寮カフェ

駒場寮北寮の入ってすぐ右には駒寮カフェがあり、毎週月・水・金の午後にカフェの運営を行っています。少しでも駒場寮に興味を持たれた方は、駒場寮に触れる手始めに、駒寮カフェを覗いてみてはいかがでしょうか。

また、今月11月19日から23日まで、駒場寮では秋の寮祭を行います。寮内外との交流を実現する中で、駒場寮の意義を実践し寮の価値を高めていく絶好の機会として、様々な催しを行う予定です。また、現在寮祭企画として広く学内に企画を募集しています。駒場寮の意義を一緒に味わいたい方、是非企画を持ち寄って来てください。ではまた。

1999.11.08

駒場寮委員会

HOME PAGE ADDRESS <http://www.net.laputa.ne.jp/~komaryo/>

駒場寮「廃寮」の不当性シリーズビラ 一番変わらなければいけないものは何か

前回 シリズ 駒場寮問題 教養学部当局 電気ガス 供給停止 トヤ
 大量動員 など、暴力的に 駒場寮 廃寮 を押進 してきたこと
 解説 使って たいし 使いたま 駒場寮を 駒場寮問題を概観
 変 き 見こ を 部当局の 、姿勢 他うた しら しないの
 駒場寮委員会 駒場寮 廃寮で、不当性 の皆 は 理解してに もスラ
 を全4回 シリズ化 作成 区 最終はし 今回、ま で駒場寮 廃寮で、
 押 ば 道具 のし の 行 と 法的措置を 明 渡 裁判攻撃 闘
 題点 は いる ぎ けて 説明 か す 思 いた び と す 。

が、このように法外な決定後とも非常に不当な駒場寮「廃寮」を裁判/裁判所の手を借りることによって、とにかく押し進めようというのは全く許せないことであると言えるでしょう。また、「第三者の公的判断」などという言葉が、強行のあめの道具に過ぎないことが分かるはず。実際に訴訟にてもお

1996年4月
 当局「廃寮」を宣言
 「説得隊」が大量動員され始める
 パワーショベルで寮裏の渡り廊下を破壊
 当局、駒場寮の電気供給を停止
 1996年5月
 「占有移転禁止仮処分」執行で、駒場寮問題において初のガードマン導入
 当局、文書で寮問題の第三者の公的判断に委ね「このような事態に立ち至ったことは残念」
 1997年2月
 半部当局、明北中寮三棟についての「明渡断行」仮処分提訴
 1997年3月
 明寮「明渡断行」仮処分強制執行、任意に明け渡すと伝えたにも拘わらずガードマン大量動員「警戒態勢」を演出、ドサクサ紛れに非債務者まで追い出し。
 明寮に寮生が残っているにも拘わらず明寮を取り囲む工事用フェンス設置を策動
 1997年4月
 第二次明寮「明渡断行」仮処分強制執行、ガードマン動員により非債務者、まで追い出し。
 明寮フェンス工事、ガードマン導入により抗議する学生を強制排除。
 1997年5月
 当局、ガードマンの大量動員により北寮裏庇渡り廊下・寮風呂を暴力的に破壊
 1997年6月
 当局「明渡」本裁判を東京地裁に提訴
 1999年2月
 当局、ガードマンを大量動員、学生を暴力的に排除し、南ホール周囲へのフェンス設置を強行

駒場寮問題は学内問題で

91年10月、臨時教授会において電撃的に駒場寮「廃寮」が「決定」され、その後、様々な形で学生側・寮生側は反対の意志を示してきたにも拘わらず、学部当局は学生の声を一切無視し、96年4月、一方的に駒場寮の「廃寮」を宣言しました。その後は、一度決めたからにはどんな手を使ってでも「廃寮」するのだ、あらゆる手段を用いて寮生を追い出してやるのだ、とばかりに、学部当局は「本性」をむき出しにしてきます。電気ガスの停止での追い出し攻撃やガードマンを大量導入しての破壊工事などがその典型です。しかし、それでも寮生が出ていかないと分かったら、今度は「寮問題を公的判断に委ね」るなどと言って、寮生を「法的措置」に訴え始めたのです。電気ガスを止めても、寮施設を破壊しても、寮生は出ていかない、それなら裁判の/裁判所の力を借りて追い出してやろう、というワケなんでしょうか。あるいは、「裁判」に訴えさえすれば寮生が「裁判」という脅しに屈して出ていくとも思ったのでしょうか。

大学内の問題は、大学内での民主的かつ理性的な話し合いにより解決して行くべきです。駒場寮問題はもちろん、東大教養学部駒場キャンパスの駒場寮に関して、学生の意見を踏まえ、駒場寮を存続させるかどうかという問題であり、学内問題であることは言うまでもありません。駒場寮に関して駒場寮問題を「法的措置」に持ち込むことは、その他のキャンパス再編/カリキュラム再編などの問題に関して、裁判所に判断を委ねてしまうのと同じことなのです。なぜなら、駒場寮問題はあくまで、学生のための寮である駒場寮の存続に関する、キャンパス再編問題・カリキュラム再編問題などと同じような大学内の問題であり、決して、単に建物に住み続けている人間とそれの「明け渡し」を求める管理者の問題ではないからです。たとえ裁判で寮生追い出しに成功しても、それは駒場寮問題の解決とは呼べないのです。

もも駒場寮「廃寮」自体 不当である

「明け渡し」裁判は何のために行われているのでしょうか？
 駒場寮「廃寮」強行のために、駒場寮から寮生を追い出すためです。
 「明か渡し」裁判が、駒場寮「廃寮」強行のために行われている以上、駒場寮「廃寮」自体の正当性について考えないわけには行きません。駒場寮「廃寮」計画がその決定過程に重大な問題を持っている、すなわち学生・寮生と一切相談無く/計画の存在自体を隠蔽したまま「決定」した全く無効なものであり、また、その後も様々な形で学生・寮生の意見に耳を貸すことなく、それどころか、それを完全に踏み潰す形でムリヤリ押し進めてきたということは一連の「不当性」シリーズビラで述べてきたとおり

矛盾発生 ざる

このような「明け渡し」裁判の問題点は、単にその理念や経緯の問題ではなく、実際の裁判においても矛盾をあらわにしてきています。例えば、学部当局=国側は書面において、ポポロ事件判決を引き、「大学自治=教授会自治」という主張を行っていますが、これは『東大確認書』（ポポロ事件判決より後に締結）によって明確に否定された筈でした。また、申立に寄れば駒場寮には数十名しか住んでいない（しかも、多くの学外者を含む）とされていますが、これも全くのデタラメであって、実際駒場寮には百名以上が住んでいます（もちろん東大生のみ）。このような矛盾が発生してしまうのは、学内問題である駒場寮問題を、その本質に触れることなく、単なる管理権の問題で片付けようとしているからであり、また、訴訟では、学部当局は、自ら訴えておきながら、学内問題である駒場寮問題の当事者ではない、国の訟務検事に主体性を奪われてしまうからです。

廃寮計画の取 寮 問題の話 合 による解決を求めよ

一番変わらなければいけないものは何か

駒場寮問題を通して、一番変わらなければいけない、しかし全くと言っていいほど変わっていないもの、それは結局のところ、学部当局の、とにかくなんでもいから使えるものは電気ガスストップだろうがガードマンだろうが裁判だろうが何でも使って、寮生を駒場寮から追い出してやろう、寮から寮生を追い出しさえすれば駒場寮問題は解決するのだ、という態度なのではないでしょうか。しかし、これまで何度も繰り返して述べてきたように、駒場寮問題は寮生をムリヤリ叩き出して解決できるものではなく、大学内での民主的かつ理性的な話し合いによってはじめて解決出来るものなのです。駒場寮問題が寮生を追い出す/追い出さないという問題ではない以上、何が何でも寮生を追い出す、という学部当局の変わらない態度は、そもそもお門違いではないのです。いまこそ、駒場寮問題の本質的解決のため、学生が大きく声を上げていくときではないでしょうか。